

回											
覧											

※ ご覧になりましたら押印またはサインをお願いいたします

平成29年2月4日

町会からのお知らせとお願い

有価資源物の売り上げ報告書

28年4月分	6、263円	28年5月分	7、044円
28年6月分	6、494円	28年7月分	6、440円
28年8月分	6、555円	28年9月分	6、342円
28年10月分	5、810円	28年11月分	6、868円
28年12月分	7、554円	29年1月分	8、864円
29年2月分	円	29年3月分	円

有価資源物回収の協力方について

町会では、毎月第2土曜日と第4土曜日に下記の品目について、皆様にご協力をいただいておりますが、なお一層のご協力を賜りますようお願い致します。

記

対象品目

新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、衣類・シーツ・タオル、
アルミ缶、ビールびん、一升びん、牛乳パック

平成29年2月4日

町民各位

油川館町町会
町会長 森内 詔一

交通災害共済の加入について

このことにつきまして、町会で下記のとおり取り扱うこととしましたので、別添の加入票に記入のうえ、班長または町会長に会費を添えて、お申し込み願います。

記

- 1 会費・・・・・・・・・・1人 年額 350円
- 2 期間・・・・・・・・・・平成29年2月1日～3月9日

○ 各班長は申し込みがありましたら、加入票と会費を添えて3月10日まで町会長に届けてくださるようお願いいたします。

注) 保育(園)所や幼稚園及び小・中・高等学校で加入される方及び会社(事業所)等で団体加入される方は二重加入をしないようにご注意して下さい。

平成29年度より
**青森県交通災害共済の
支給制度が
新しくなります!**

10等級制から
**4等級制に
なります。**

**早期の受給が
可能に
なります!**



1日1円が誰かへのお見舞いになります。

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。
青森県民の方であればどなたでも加入することができます。ぜひ、家族そろって加入しましょう。

【共済期間】平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1年間

平成29年度
会員募集中
2月1日より予約加入開始!

イメージキャラクターONEくん



会費年間
一人**350円**



**交通事故にあったら
必ず警察に届出を!**

必ず警察署又は最寄りの交番に届出してください。同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、バイク等の転倒なども必ず届けましょう。届出しない場合、交通事故証明書が発行されません。



加入及び見舞金請求等全ての手続きはお住いの市役所・町村役場の窓口へ

青森県交通災害共済は県内すべての市町村が行っている共済制度です。

青森県交通災害共済組合

青森県交通災害共済

検索

<http://www.aokousai.jp>

ココが新しくなる!



共済見舞金等金額表 (平成29年4月1日以降に発生した交通事故による災害について適用となります。)

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級各号に掲げる障害の場合	500,000円
3	重傷 (1箇月(30日)以上の治療を要する場合)	70,000円
4	軽傷 (1箇月(30日)未満の治療を要する場合)	30,000円

共済見舞金等の請求には自動車安全運転センターが発行する**交通事故証明書**が必要です。

対象となる交通事故による災害

自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故

- ・歩行中の自動車等との接触事故
- ・自転車で走行中に転倒したり、追突されてケガをしたとき
- ・自転車の補助いすに子供を乗せて走行中、子供が車輪に足をはさんでケガをしたとき
- ・自転車走行中、誤ってガードレール等にぶつかりケガをしたとき

共済見舞金等の請求に必要なもの

- ① 自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
- ② 医師の診断書又は柔道整復師の施術証明書
- ③ 会員証
- ④ 死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 口座振替ができる金融機関の通帳(口座番号・名義など確認できるもの)

※①、②及び④については原則、原本が必要ですが、コピーでも保険会社等の原本証明がある場合は可。

特例見舞金

交通事故証明が発行されず交通事故申立書等による請求は内容を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず**特例見舞金として1万円**が支給されます。

対象とならない災害

- ① 故意(暴走行為、自殺、保険金詐欺等)又は重大な過失(信号無視、原付バイクの二人乗り等)によって交通事故を起こし、不正に見舞金等を受けようとする場合
- ② 無免許運転及び酒気帯び運転をし、またはその事情を知りながら同乗して交通事故による災害を受けた場合
- ③ 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた交通事故による災害を受けた場合
- ④ 電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた場合
- ⑤ 自転車の二人乗りや、酒気帯びでの走行中にケガをした場合
- ⑥ 車両乗降の際に災害を受けた場合

請求期間

交通事故にあつた日から**1年以内**に請求してください。ただし、交通事故がもとで2等級の対象となる**後遺障害が残った場合は2年以内**に請求して下さい。これを超えると請求ができなくなりますので、ご注意ください。

見舞金の受取方法

指定した金融機関への口座振替で受け取れます。

交通事故にあつたら必ず警察に届出を!

必ず警察署又は最寄りの交番に届出してください。同乗者や相手方のない自損事故、自転車、バイク等の転倒なども必ず届けましょう。警察に届出をして交通事故と扱われた場合、交通事故証明書が発行されます。届出をしないと交通事故証明書が発行されません。



万一の交通事故に備えて、**交通災害共済**に家族そろって加入しましょう。

加入及び見舞金請求等全ての手続きはお住いの市役所・町村役場の窓口へ

※予約加入された方で3月31日までに県外へ転出する場合は、必ず市役所又は町村役場で会費還付の手続きをして下さい。

青森県交通災害共済組合事務局 017(722)3292